別紙３

東員町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

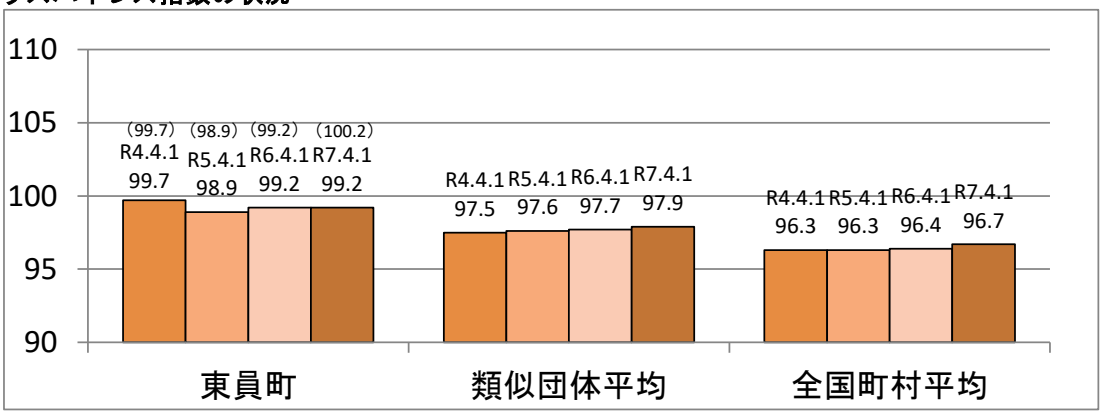
区分	住民基本台帳人口（令和7年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考） R5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R6年度	25,737	10,812,925	954,553	2,256,581	20.9	22.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費（千円） 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	（参考）一人当たり給与費 B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
R6年度	210	711,229	119,699	294,959	1,125,887	5,361	5,791

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、６年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
４　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

―

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[　実施　]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

令和７年４月１日
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から７級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の８級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりの解消は実施していない。）

②地域手当の見直し

（支給割合）国基準３％に対し、東員町においては４％を支給。 （実施期間）令和７年４月１日より実施。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国基準による支給割合	３％	３％	４％
東員町の支給割合	３％	４％	４％

③その他の見直し内容

(5) 特記事項

特になし

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
東員町	43.3 歳	330,300 円	394,899 円	369,360 円
三重県	43.3 歳	336,785 円	427,270 円	375,878 円
国	41.9 歳	332,237 円	－	414,480 円
類似団体	40.8 歳	318,509 円	386,712 円	352,532 円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（Ａ）	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（Ｂ）	Ａ／Ｂ
東員町	55.1 歳	8人	242,300 円	261,363 円	256,325 円	－	－	－	－
うち用務員	＊	2人	＊	＊	＊	用務員	50.1 歳	252,300 円	＊
うち調理員	53.8 歳	6人	243,300 円	264,800 円	258,800 円	調理士	44.8 歳	276,200 円	0.96
三重県	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国	51.3 歳	1,703人	294,567 円	－	337,907 円	－	－	－	－
類似団体	50.8 歳	7人	277,896 円	301,857 円	291,148 円	－	－	－	－

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（Ｃ）	民間（Ｄ）	Ｃ／Ｄ
東員町	－	－	－
うち用務員	＊	3,473,600 円	＊
うち調理員	4,214,700 円	3,615,200 円	1.17

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（Ｃ）」及び「民間（Ｄ）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が１人又は２人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（＊）」としている（その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン（―）」としている。）。

③幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東員町	40.8 歳	325,600 円	371,833 円
三重県 （※ 小・中学校）	41.0 歳	369,642 円	421,539 円
類似団体	39.0 歳	308,917 円	345,995 円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2)　職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区分		東員町	三重県	国
一般行政職	大　学　卒	220,000 円	228,300 円	220,000 円
	高　校　卒	188,000 円	195,200 円	188,000 円
技能労務職	高　校　卒	175,800 円	－	－
	中　学　卒	－	－	－

(3)　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大　学　卒	299,043 円	387,100 円	400,200 円	421,200 円
	高　校　卒	－ 円	319,300 円	400,200 円	－ 円
技能労務職	高　校　卒	263,850 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中　学　卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

※当該階層別職員がいない場合は近似の階層職員の給料月額を記載しています。

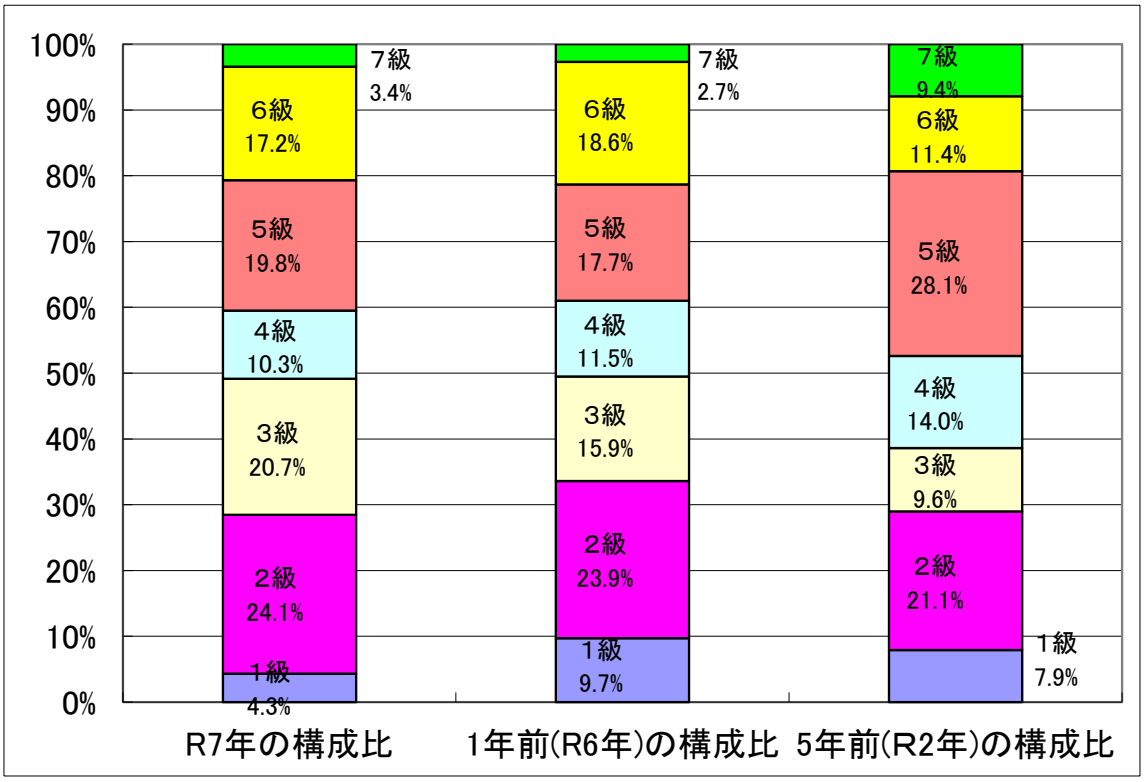
３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

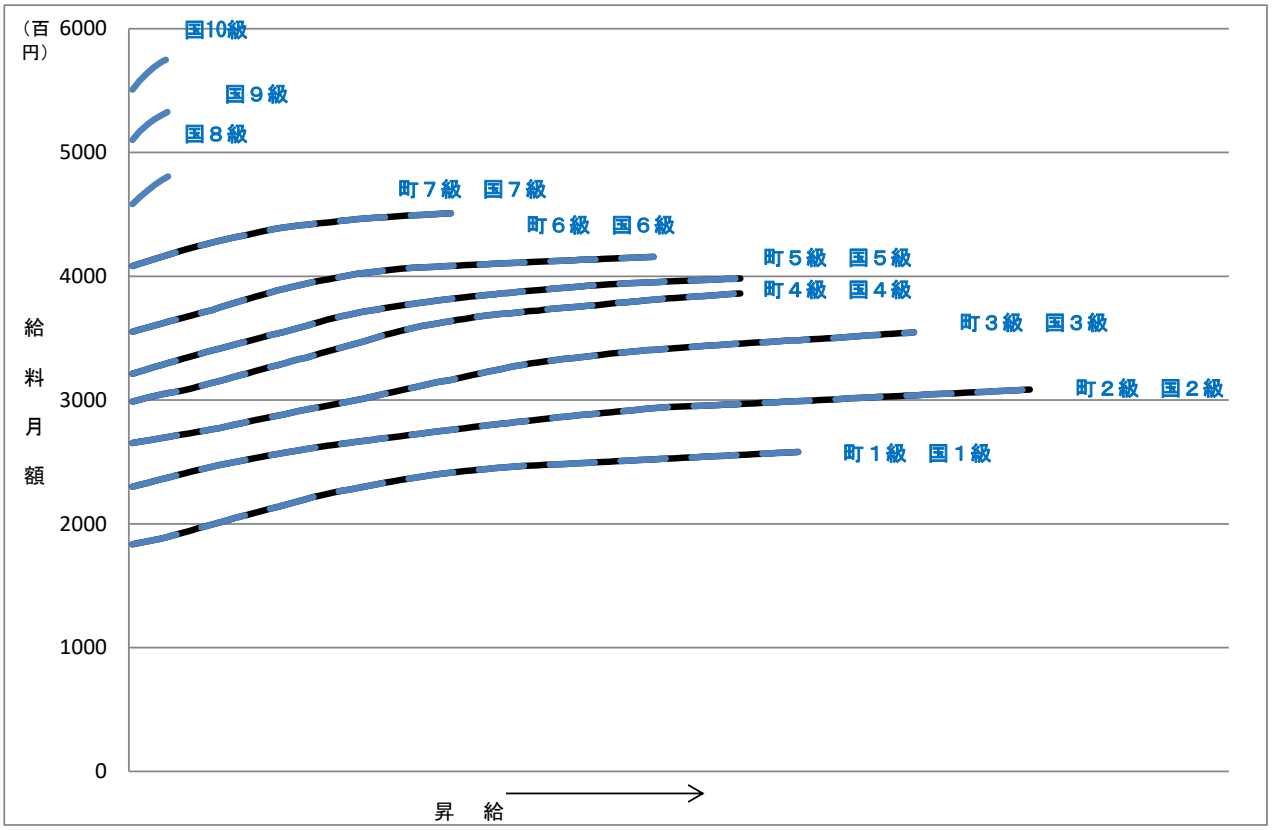
区　　分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事補	5	4.3%	183,500	258,100
２級	主事	28	24.1%	230,000	308,500
３級	主任	24	20.7%	265,300	354,700
４級	主査	12	10.3%	298,800	386,100
５級	主幹	23	19.8%	321,300	398,200
６級	課長	20	17.2%	355,200	415,700
７級	局長	4	3.4%	408,300	450,900

（注）　１　東員町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

（注）　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)　国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和７年４月１日現在）



(3)　昇給への人事評価の活用状況

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない	○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東員町	三重県	国
１人当たり平均支給額（R6年度） 1,399　千円	１人当たり平均支給額（R6年度） 1,775　千円	ー
（R6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分 （支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由）	（R6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分	（R6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１５％ （国を上回る加算措置となっている場合、その理由）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　１５～２５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　１０～２５％

（注）　（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2)　退職手当（令和７年４月１日現在）

東員町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
１人当たり平均支給額	自己都合	応募認定・定年	１人当たり平均支給額		
	4,380　千円	15,707　千円		―	

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、６年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（R6年度決算）			24,064　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）			109,881　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東員町	4　%	219　人	3　%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	1年前倒しで国基準に変更したため		

(4)　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（R6年度決算）			94　千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）			7,228　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）			5.93　%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	総務課、産業課	感染症防疫作業	0　千円	作業１日につき2,000円以内
災害応急作業等手当	大規模災害で他市町に派遣される職員	災害状況の調査等	94千円	作業１日につき1,080円

(5)　時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	45,807　千円
職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）	245　千円
支給実績（R5年度決算）	37,788　千円
職員１人当たり平均支給年額（R5年度決算）	206　千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	配偶者　月額　3,000円 子　　月額 11,500円 父母　　月額　6,500円 （被扶養者のうち16～ 22歳の子には5,000円　加算）	同	—	17,860　千円	241,351　円
住居手当	家賃が16,000円を超える借家等の場合、月額28,000円を上限に支給	同	—	9,569　千円	273,404　円
通勤手当	通勤距離（片道）が２km以上の職員に支給 通勤距離に応じて、 月額2,000円～66,400円	同	—	9,015　千円	56,698　円
管理職手当	・課長(７級)、局長等 50,000円 ・課長(６級) 47,000円 ・副課長、園長 41,000円	異	支給額が異なる	16,757　千円	523,646　円
管理職員特別勤務手当	週休日等において勤務した管理職員に支給 勤務１回につき6,000～12,000円	同	—	1,352　千円	42,250　円

５　特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		給料月額等				
				（参考）類似団体における最高／最低額		
給料	町長	780,000	円	939,000 円／	430,000	円
	副町長	615,000	円	738,000 円／	570,900	円
報酬	議長	327,000	円	445,000 円／	271,000	円
	副議長	265,000	円	375,000 円／	217,000	円
	議員	250,000	円	344,000 円／	202,000	円
期末手当	町長	（令和６年度支給割合）				
	副町長	4.35　月分				
	議長	（令和６年度支給割合）				
	副議長	4.45　月分				
	議員					
退職手当		（算定方式）		（１期の手当額）		（支給時期）
	町長	在職月数×0.416×報酬月額		15,575,040 円		任期毎
	副町長	在職月数×0.25×報酬月額		7,380,000 円		任期毎

（注）退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

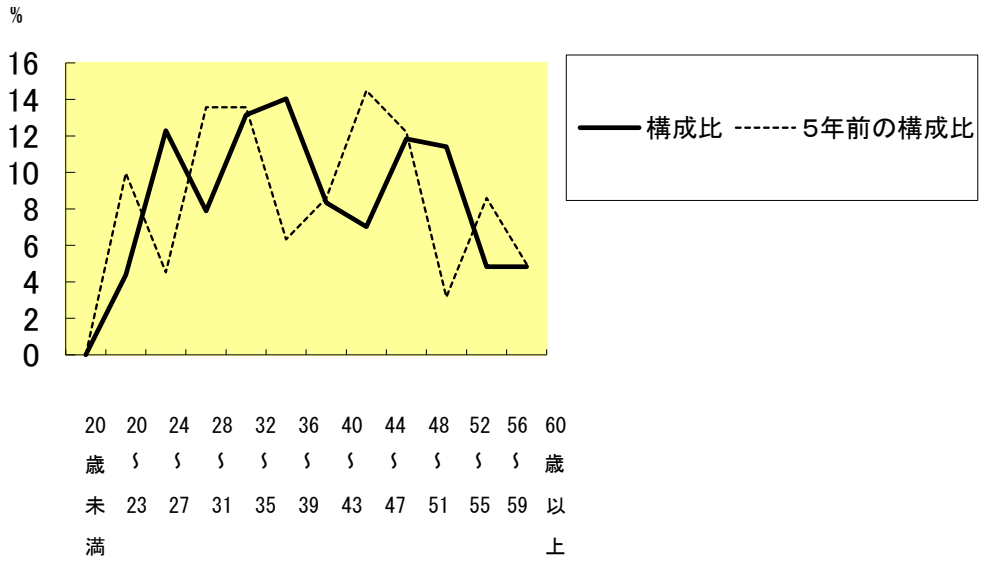
（各年４月１日現在）

区分 / 部門			職員数 令和６年	職員数 令和７年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	38	38	0	
		税務	10	9	▲ 1	組織改革による減
		農水	8	9	1	組織改革による増
		土木	8	8	0	
		民生	80	83	3	組織改革による増
		衛生	7	7	0	
		小計	154	157	3	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　61.00人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数61.83人）
	教育		56	56	0	
	小計		210	213	3	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　82.76人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数77.23人）
公営企業等会計部門等	上水道		3	3	0	
	下水道		4	4	0	
	国保		2	2	0	
	介護		6	6	0	
	後期高齢		0	0	0	
	小計		15	15	0	
合計			225 [230]	228 [240]	3 [10]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　88.58人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。

２　[　　]内は、条例定数の合計である。

（2）年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数 R7.4.1	人 0	人 10	人 28	人 18	人 30	人 32	人 19	人 16	人 27	人 26	人 11	人 11	人 228

(3) 職員数の推移

（単位：人・%）

年度／部門別	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	152	158	154	152	154	157	5 (3.3)
教育	54	52	54	56	56	56	2 (3.7)
普通会計計	206	210	208	208	210	213	7 (3.4)
公営企業等会計計	15	14	14	15	15	15	0 (0.0)
総合計	221	224	222	223	225	228	7 (3.2)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 （A）	純損益又は 実質収支	職員給与費 （B）	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） R5年度の総費用に占める職員給与費比率
R6 年度	千円 359,676	千円 -43,516	千円 21,214	% 5.9	% 7.2

区分	職員数 （A）	給与費				１人当たり 給与費 B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　（B）		
R6 年度	3	千円 12,369	千円 2,396	千円 6,449	千円 21,214	千円 7,071	千円 5,791

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数については、令和７年３月３１日現在の人数である。
　　３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給 （平均給料月額）	平均月収額 （平均給与月額）
東員町 （上水道事業）	42.3　歳	359,369　円	581,762　円

（注）１　基本給には、扶養手当を含む。
　　２　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

東員町（上水道）	東員町（団体平均）
１人当たり平均支給額（R6年度） 2,150　千円	１人当たり平均支給額（R6年度） 1,399　千円
（R6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分	（R6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１５％

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

東員町（上水道）			東員町（団体平均）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額	0　千円	0　千円	１人当たり平均支給額	4,380　千円	15,707　千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（R6年度決算）			405　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）			135,013　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東員町	4　%	3　人	3　%

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（R6年度決算）			0　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）			0　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）			0.0　%
手当の種類（手当数）			0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当無し	―	―	―

オ　時間外勤務手当

R6年度	支給実績（R6年度決算）	376　千円
	支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）	188　千円
R5年度	支給実績（R5年度決算）	480　千円
	支給職員１人当たり平均支給年額（R5年度決算）	160　千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）と同じ年度」の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	配偶者　月額　3,000円 子　　月額 11,500円 父母　　月額　6,500円 （被扶養者のうち16～ 22歳の子には5,000円　加算）	同	―	568　千円	189,333　円
住居手当	家賃が16,000円を超える借家等の場合、月額28,000円を上限に支給	同	―	336　千円	336,000　円
通勤手当	通勤距離（片道）が２km以上の職員に支給 通勤距離に応じて、月額2,000円～66,400円	同	―	133　千円	44,400　円
管理職手当	・課長(７級)、局長等　50,000円 ・課長(６級) 47,000円 ・副課長、園長　41,000円	同	―	564　千円	564,000　円
管理職員特別勤務手当	週休日等において勤務した管理職員に支給 勤務１回につき6,000～12,000円	同	―	14　千円	14,000　円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 （A）	純損益又は実質収支	職員給与費 （B）	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） R5年度の総費用に占める職員給与費比率
R6 年度	千円 732,965	千円 61,876	千円 29,787	% 4.1	% 3.6

区分	職員数 （A）	給与費				1人当たり給与費 B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　（B）		
R6 年度	5	千円 18,838	千円 3,174	千円 7,775	千円 29,787	千円 5,957	千円 5,791

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数については、令和７年３月３１日現在の人数である。
　　３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給 （平均給料月額）	平均月収額 （平均給与月額）
東員町 （下水道事業）	52.0 歳	322,565 円	502,452 円

（注）１　基本給には、扶養手当を含む。
　　２　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

東員町（下水道）	東員町（団体平均）
１人当たり平均支給額（R6年度） 1,555 千円	１人当たり平均支給額（R6年度） 1,399 千円
（R6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (1.40) 月分　(1.00) 月分	（R6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (1.40) 月分　(1.00) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１５％

（注）　（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

東員町（下水道）			東員町（団体平均）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	１人当たり平均支給額	4,380 千円	15,707 千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（R6年度決算）			580　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）			116,123　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東員町	4　%	5　人	3　%

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（R6年度決算）			0　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）			0　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）			0.0　%
手当の種類（手当数）			0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当無し	―	―	―

オ　時間外勤務手当

R6年度	支給実績（R6年度決算）	1,595　千円
	支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）	319　千円
R5年度	支給実績（R5年度決算）	1,049　千円
	支給職員１人当たり平均支給年額（R5年度決算）	262　千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）と同じ年度」の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	配偶者　月額　3,000円 子　　月額 11,500円 父母　　月額　6,500円 （被扶養者のうち16～ 22歳の子には5,000円　加算）	同	―	516　千円	172,000　円
住居手当	家賃が16,000円を超える借家等の場合、月額28,000円を上限に支給	同	―	336　千円	336,000　円
通勤手当	通勤距離（片道）が２km以上の職員に支給 通勤距離に応じて、月額2,000円～66,400円	同	―	146　千円	29,280　円
管理職手当	・課長(７級)、局長等　50,000円 ・課長(６級) 47,000円 ・副課長、園長　41,000円	同	―	0　千円	0　円
管理職員特別勤務手当	週休日等において勤務した管理職員に支給 勤務１回につき6,000～12,000円	同	―	0　千円	0　円